

回 答 書
(安芸高田市葬斎場)

No.	質問事項	具体的な内容	回答
1	募集要項 P3-3-(3)	「ウ 回答方法」に「原則として、電子メールにより速やかに回答する」とありますが、質問受付期間に貴市に問合せがあった全ての質問及び回答内容は、公平性の観点から貴市 HP 等で全社に開示されるという事でしょうか。ご教示をお願い致します。	電子メールでの回答と、安芸高田市HPへの掲載とします。
2	募集要項 P8- (6) -カ	「年間 40 万円の炉を除く修繕費を計上し、修繕費の年間の実績額が 40 万円に満たないときは、その差額を市に返還するものとする。」とありますが、火葬炉設備の修繕は、業務仕様書 P-8-「5 施設の維持管理業務」-(4)-「コ 火葬炉保守管理業務」-(ア)-a と同様に「納入火葬炉メーカーにて行うこと」と考えてよろしいでしょうか。ご教示をお願い致します。	火葬炉設備の修繕は、納入火葬炉メーカーにて行うこととします。
3	業務仕様書 P2-4- (1) -オ	「従業員の雇用にあたっては、地域雇用に配慮すること。」とありますが、貴市のお考えとして、「地域雇用に配慮」とは、地域に持続可能な雇用の創出を実現させるため、従業員を継続的な正社員雇用とする事を希望されているという理解でよろしいでしょうか。ご教示をお願い致します。	従業員の雇用については、地域雇用、正社員雇用であることに配慮を求めます。
4	業務仕様書 P8-6- (2) -イ	「統括責任者については指定管理者の従業員であり、他斎場の職員を兼務しない。かつ本施設への常駐が可能な者であること」とありますが、この場合の他斎場とは安芸高田市葬斎場以外の他市斎場の職員を兼務しない職員という認識でよろしいでしょうか。ご教示をお願い致します。	統括責任者については、安芸高田市葬斎場以外の他市斎場の職員を兼務しない職員とすることとします。
5	業務仕様書 P5-4-キ- (ア) -a	「火葬時間および冷却時間を考慮し、運営に支障のないよう 3 人以上の人員配置を行うこと。」とありますが、他斎場の職員を兼務しない安芸高田市葬斎場の専任職員を 3人以上配置するという認識でよろしいでしょうか。ご教示をお願いいたします。	火葬炉運転業務については、他斎場の職員を兼務しない安芸高田市葬斎場の専任職員を 3人以上配置することとします。
6	業務仕様書 P11-1 (2個目の・)	施設使用予約システムの保守管理、館内表示システムの保守管理については、本指定管理業務に含まれるという認識でよろしいでしょうか。また、含まれる場合、施設使用予約システム保守管理、館内表示システム保守管理については、納入メーカーへ委託をするということによろしいでしょうか。ご教示をお願い致します。	施設使用予約システムの保守管理は市が担当し、納入メーカーへ委託します。 館内表示システムの保守管理については、本指定管理業務に含まれ、納入メーカーへ委託していただきます。

回 答 書
(安芸高田市葬斎場)

No.	質問事項	具体的な内容	回答
7	霊柩車運行業務について	<p>霊柩車運行業務は、「貨物自動車運送事業法」に基づいて、一般貨物自動車運送事業として国土交通省から許可を受けて行う事業ですが、運転者に関しての特別な資格は必要でなく、普通自動車免許でよいとされています。加えて、霊柩車運行料金を徴収しない場合は、普通自動車第2種運転免許は必要ないとされています。そこでなぜ、ご遺体を搬送する目的の一般貨物自動車運送（霊柩運送に限る）業務に旅客自動車運送事業の（旅客）の運送する目的で普通自動車を運転するために必要な免許を要する普通自動車第2種運転免許が適用されているのか教えてください。また、貨物自動車運送業においても安全性を重視しており、霊柩車運行業務に旅客自動車運送業の普通自動車第2種運転免許をあえて適用することは整合性が保てないと考えます。仮に、市の判断によるものであれば、せめて、普通自動車2種免許保持者が行うことが望ましい。に修正ができないかご検討ください。</p>	<p>霊柩車運行業務については、ご遺体を搬送する業務ではありますが、当市においては、遺族が霊柩車へ同乗する場合があります。このことを踏まえ、普通自動車第2種運転免許保持者が霊柩車の運転を行うよう求めます。</p>
8	過去の実績報告について	<p>下記に示す過去の実績報告の開示をお願いします。 ①年度ごとの収支報告②年度ごとの修繕履歴 ③年度ごと火葬件数の④年度ごとの霊柩運送件数</p>	<p>別紙1及び別紙2をご覧ください。</p>
9	霊柩業務について	<p>仕様書業務水準（e）に実際の運送業務については、安全性を最重要事項とし、普通自動車第2種免許保持者が行うこと。の続きに※で専門業者へ業務を委託することが好ましいとあり、市が示す指定管理料の中に支出をどの程度積算されているのかお示しください。また、現指定管理者の霊柩業務に係る費用はいくらかお示しください。</p>	<p>霊柩車運行業務にかかる積算額につきましては、各参加事業者の提案事項となりますので、積算額は開示しません。提案上限金額の範囲で提案をお願いします。また、現指定管理者の霊柩車運行業務にかかる費用についても、企業情報であり開示すべき情報でないと判断し、開示しません。</p>